

BusiNest「無料コース」利用細則

(総則)

第1条 本細則は、「BusiNest 利用規約」第15条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が BusiNest において実施する「無料コース」を利用する者（以下「利用者」という。）に対し適用するものとする。

(支援の内容)

第2条 機構が BusiNest において実施する支援内容は以下のとおりとする。

- 一 各種セミナーの開催
- 二 個別相談会や交流会の実施
- 三 各種スペース（交流スペース、図書館、食堂）の提供
- 四 創業支援情報の提供

(利用者の資格)

第3条 利用者は以下のいずれかに該当する者とする。

- 一 創業を志している個人
- 二 具体的に創業に向けて活動している個人
- 三 創業間もない法人
- 四 新たな事業に取り組んでいる個人事業主
- 五 新たな事業展開や販路開拓を検討、計画している法人
- 六 具体的に新たな事業展開や販路開拓に向けて活動している法人
- 七 第二創業を目指している法人
- 八 その他機構が特に必要と認める者

(利用料)

第4条 利用料は「無料」とする。

(利用期間)

第5条 当初の利用期間は、原則として6ヶ月間とする。

- 2 機構が利用者に許可する BusiNest 内のスペースの利用時間は原則、国民の祝日及び年末年始を除く毎月曜日から土曜日の午前9時から午後9時まで（土曜日は午後5時まで）とする。

(共用スペースの利用)

第6条 利用者は、BusiNest 及び東京校内の以下の共用スペースを、一時的に利用することができるものとする。

- 一 交流コーナー
- 二 東京校内にある図書館、食堂
- 2 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

(機器等設置の制限)

第7条 利用者は、自己の機器等を共用スペースに放置してはならない。

- 2 機構は、第1項の機器等が盗難、紛失、事故等にあつたとしてもその責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者に通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、平成27年4月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成28年4月1日から実施するものとする。